

療養費適正化研究会

保険者機能を推進する会

2019年度研究会活動計画発表会資料

1. 研究会の背景

旧「柔整問題研究会」では、『接骨院・整骨院(柔道整復師施術所)』の取り扱いを中心に、療養費の不正請求に対して審査・点検のノウハウを共有し、メンバーのスキルアップを図ることに重点をおき、また、不正請求の根底にある様々な事象の解決を目的として、他の保険者をはじめ、日本臨床整形外科学会あるいは施術者(団体)との意見交換を行ってきました。

しかしながら、この数年は、接骨院・整骨院に限らず、「あはき」や「治療用装具」に係る疑義や不正の疑い及び審査の実務的問題なども増加し、研究会で議題としてとりあげるケースが増加した。

そこで、本年度からは研究会名称を改め「療養費適正化研究会」とし、療養費全般の課題に対し取り組みをすることにした。

2019年度(令和元年度)は、新たに17名ものメンバーが入れ替わったこともあり、これまでの療養費適正化に向けた活動を継承しつつ、担当者一人ひとりのスキルアップを図り、実務に直結する情報交換の場としたい。

2. 研究会のメンバー

参加健保：35健保組合 40名 + 1名（オブザーバー）

01 azbilグループ	14 ニコン	27 ブリヂストン
02 イオン	15 日産自動車	28 プレス工業
03 エーザイ	16 日本アイ・ビー・エム	29 ボッシュ
04 栗田	17 日本航空	30 丸井 ※6/末で退会
05 KDDI	18 日本コロムビア	31 三菱電機
06 小松製作所	19 日本中央競馬会	32 山崎製パン
07 鷺宮	20 日本マクドナルド	34 ヤマトグループ
08 資生堂	21 日本郵船	35 ヤマハ
09 ソニー	22 日本旅行	
10 第一三共G	23 野村證券	
11 大和証券G	24 パナソニック	(オブザーバー)
12 太陽生命	25 阪急阪神	1 日本テレビ報道局
13 トピー	26 富士通	

担 当	健保組合
担当理事	野村證券
リーダー	トピー
サブリーダー	日本郵船
	日本コロムビア
	日本アイ・ビー・エム
運営委員	山崎製パン
	野村證券
	azbilグループ

○新規加入：8健保、メンバー交代等：9名

○男性15 女性25

○常務理事及び事務長・課長 10名

3. 2019年度活動方針

ビジョン

療養費の適正化

ミッション

- 毎月1回研究会を開催する(8月は休会)
- 3適(適正受療・適正施術・適正支払)キャンペーンの推進
- メンバー個々の実務能力=スキルアップを図るために、疑義照会のノウハウを共有する。同時に不正情報(不適切請求)の共有。
- 療養費適正化に向けて、他の保険者や医師、関係団体と問題意識を共有し、意見交換を行い、また健保連や行政に対する働きかけをおこなう。



4. 2019年度の活動計画

- ①事例研究 ※各班単位での報告。本年度は重点項目。
- ②研修会開催(2019.9.27(金)PM 日比谷コンベンションホール)
 - 基調講演 慶応義塾大学総合政策学部 印南一路教授
 - 講演 健康保険組合連合会 幸野庄司理事
- ③既製品装具の価格調査 ※健保連調査
- ④関連団体等の意見交換 ※日本義肢協会等
- ⑤~~看板~~~~広告調査~~(※「接骨院」ながら「整体院」としての広告
実態の把握と問題提議)

5.年間スケジュール

	2019								2020			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	4/24	5/24	6/14	7/18		9/13	10/17	11/13	12/17	1/17	2/21	3/18
	新メンバー向け活動計画 オリエンテーション 5/24		活動計画 発表会 6/26					全国大会 11/11				活動 報告会 3/18
							JCOA シンポジウム 11/24					
事例発表		●	●	●		●	●	●	●	●	○	○
研修会	内容検討・講師依頼		準備・申込等		日比谷 コンベンションホール 9/27							
厚労省 広告検討委員会 ※広告ガイドライン		●										

広告制限

柔道整復師法第24条第1項

柔道整復の業務又はこれらの施術に関しては何人も、いかなる方法を問わず、次にあげる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- (1) 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- (2) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (3) 施術日又は施術時間(4) その他厚生労働大臣が指定する事項

厚生労働大臣が指定する事項

- (1) ほねつぎ（又は接骨）
- (2) 医療保険療養費支給申請ができる旨
（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- (3) 予約に基づく施術の実施(4) 休日又は夜間における施術の実施
- (5) 出張による施術の実施(6) 駐車設備に関する事項

広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。



広告(看板)実態

看板・チラシ・ホームページの取扱い

【現状】 ・ 看板 → 広告

・ チラシ → 広告

※柔道整復師法第24条による制限

・ ホームページ

→ 広告ではない(広報)

※制約がなく、問題が大

(例) ・ 保険適用範囲の曖昧さ

・ 誘因文書

・ 割引券 等々

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 及び柔道整復師等の広告に関する検討会」

第1回 2018年5月10日

1. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の
広告の現状と課題について

第2回 2018年7月18日

1. 第1回検討会の主な意見について
2. 施術団体からの広告に関する提案

第3回 2018年10月10日

1. 地方公共団体、保険者からの広告に関する提案

第4回 2018年11月22日

1. これまでの議論を踏まえた論点整理

第5回 2019年2月14日

1. 景品表示法の概要
2. 表示等の適正化の取り組み

第6回 2019年3月18日

1. これまでの議論を踏まえた論点整理

第7回 2019年5月16日

1. これまでの議論を踏まえた論点整理

【研究会のモチベーション】
一人ひとりのスキルアップ
→ “相談し合える仲間づくり”

- 健保としての意思・実務
担当者への理解支援



ご清聴
ありがとうございました



療養費適正化研究会